

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	執行機関名 函南町長
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	静岡県	
3. 市区町村名	函南町	
4. 届出番号	2	ひとり親等の医療費助成に関する事務
5. 独自利用事務の事例番号	57-1	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.kannami.shizuoka.jp/kurashi/mynumber/index.html	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	函南町母子家庭等医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		函南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年函南町条例第26号)別表 第2の項 函南町母子家庭等医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第一条	函南町母子家庭等医療費助成要綱(昭和55年3月19日函南町告示第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、母子家庭等に対しその医療を受けるのに必要な費用の一部を助成することにより、母子家庭等の福祉の増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		函南町母子家庭等医療費助成要綱(昭和55年3月19日函南町告示第10号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	函南町母子家庭等医療費助成要綱(昭和55年3月19日函南町告示第10号)第5条、第11条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	医療費の一部助成に係る認定の <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	函南町母子家庭等医療費助成要綱(昭和55年3月19日函南町告示第10号)第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報	医療費助成の申請を行う受給資格者及びこの者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税に関する情報